

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分

車種区分は次のとおりとする。

特定大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員7名以上のもの。

但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃機関を有しない自動車を除く。

大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名以上のもの。

中型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車のうち、当車種区分にて定める特定大型車、大型車、小型車のいずれにも該当しないもの。

但し、同条に定める普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので自動車の長さが4.6メートル以上、かつ乗車定員7名以上のものを除く。寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名のもの。

小型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員5名以下のもの。同条に定める軽自動車で、福祉輸送事業にのみ使用するもの。

ハイブリッド自動車と同条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので自動車の長さが4.6メートル未満、かつ、乗車定員5人以下のもの。

同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので自動車の長さが4.6メートル未満、かつ乗車定員5名以下のもの。

備 考	1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。
-----	--

2. 原則として距離制運賃（時間距離制併用制運賃を含む）を適用し、これにより難しい場合で特約をしたときは時間制運賃を適用する。

3. 運賃料金の適用方法

（1）時間距離併用制運賃

(a) 運賃はタクシーメーター器により算出する。

(b) 運賃の算定は旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離（一定の速度以下となった運送の場合は運送に要した時間）により算定する。

(c) 時間距離併用制運賃は、高速自動車国道を通行する場合及び事業者の責により生じた原因により一定の速度以下になった運送の場合は適用しない。

（2）時間制運賃

(a) 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等時間距離併用制運賃により難しい運送であって、営業所等において時間制運賃による特約をした場合に適用する。

(b) 拘束時間の算定は、旅客の要求により営業所等を出発したときから旅客の運